

議 第 3 1 号

子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

本市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月21日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一人ひとりの子ども」を「一人一人のこども」に改め、「第72条第1項」の次に「及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項」を加える。

第2条第1号を次のように改める。

(1) こども 基本法第2条第1項に規定するこどもをいう。

第2条第2号中「子ども」を「こども」に改め、同条第3号中「子どもの健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援」を「法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) こども施策 基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。

第3条第3号中「子ども・子育て支援」の次に「及びこども施策」を加える。

第4条第3項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号

を第 6 号とし、同項第 4 号中「子ども・子育て支援」の次に「又はこども施策」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「子ども・子育て支援」の次に「又はこども施策」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「子ども・子育て支援」の次に「又はこども施策」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項中第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) こども

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例（平成26年2月27日条例第6号）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 一人一人のこどもが健やかに成長することができるよう子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) こども 基本法第2条第1項に規定するこどもをいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。</p> <p>(4) こども施策 基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援及びこども施策に関して必要な事項を審議すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) こども</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援 子どもの健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関して必要な事項を審議すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 子ども・子育て支援又は子ども施策に関する事業に従事する者</p> <p>(4) 子ども・子育て支援又は子ども施策に関する関係団体から推薦を受けた者</p> <p>(5) 子ども・子育て支援又は子ども施策に関し学識経験のある者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</p> <p>(3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者</p> <p>(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>